

平成24年度第1回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 平成24年12月20日(木)
場 所 岐阜県庁議会西棟第3会議室

岐 阜 県

午後2時00分開会

(事務局) ※萩巣技術総括監

本日は、皆様お忙しい中ご出席賜り有難うございます。
ただ今から、平成24年度第1回岐阜県森林審議会を開催いたします。
最初に、正村林政部長からあいさつを申し上げます。

(正村林政部長)

～あいさつ～

(事務局) ※萩巣技術総括監

さて、正村部長から話がありましたとおり、本審議会につきましては、本年3月末に委員の任期が満了し、委員の改選が行われました。

本日は、改選後の最初の審議会でございます。

ここで委員の皆様をお一人ずつご紹介させていただくのが本意ではございますが、時間の都合もありますので、お手元に配付させていただきました名簿にてご紹介に代えさせていただきますと存じます。ご了承をお願いいたします。

なお、本日は、委員12名中、11名の方のご出席をいただいております、岐阜県森林法施行細則第17条第2項に定める、会議の定足数である過半数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立しておりますことを報告いたします。

次に、審議会の進め方ですが、当審議会は審議内容の公平性、透明性確保の観点から、公開により行うこととしております。

また、審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度、又は公文書自由閲覧制度により公開されますので、委員の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

議事に入る前に本日の会議資料について確認させていただきます。

～資料確認～

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、本日の審議会は、委員改選後、初めて開催するものでございますので、最初に会長の選出をお願いしたいと存じます。

会長の選出方法ですが、森林法第71条第1項の規定により、委員が互選することとなっております。

そこで、会長選出までの議事につきましては、仮議長のもとで進行をお願いしたいと存じます。

まことに僭越ではございますが、事務局から仮議長を指名させていただきます。

仮議長は、前期も委員を務めていただいている、日置委員をお願いしたいと存じます。ご異議ございませんでしょうか。

～異議なし～

ありがとうございました。

それでは、日置委員に仮議長をお願いいたします。

日置委員、仮議長のお席へのご移動をお願いいたします。

～日置委員席を移動～

(日置委員)

ただいま、仮議長の指名をいただきました、日置でございます。

会長が選出されるまでの間、どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、議事録署名者を指名させていただきます。

飯沼委員、宜しく願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

まず議事の(1)のうち、会長の選出を議題とします。

森林法第71条第1項の規定により、会長は委員のうちから互選ということになっておりますが、いかがいたしましょうか。

(伊藤委員)

事務局において案はお持ちでしょうか。

(事務局) ※萩巣技術総括監

郡上市で市長として森林政策にも熱心に取り組んでおられる、日置委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(仮議長) 日置委員

ただいま、会長を私、日置にというご発言がございました。

大変僭越ではございますが、いかがでしょうか。

～異議なし～

(仮議長) 日置委員

ありがとうございました。

委員の皆様のご賛同をいただきましたので、誠に僭越ながら、私が会長を務めさせていただきますこととします。

(事務局) ※萩巣技術総括監

ただいま、会長に日置委員が選出されました。

これ以降の進行は、引き続き日置会長をお願いしたいと存じます。

(日置会長)

それでは、引き続き、議事を進行いたしますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

議事の(1)のうち、会長代行の選出についてを議題とします。

会長代行は、岐阜県森林審議会運営内規第2条の規定により、委員のうちから互選することになっております。

私としては、行政分野での経験が豊富な、中島委員が適任かと考えますが、いかがでしょうか。

～異議なし～

(日置会長)

それでは、会長代行は中島委員にお願いすることと決定いたします。

中島委員、宜しくお願いします。

次に、議事の(2)、林地部会の部会長及び部会員の指名を行います。

事務局の方、名簿の配付をお願いします。

～林地部会の名簿を配布～

(日置会長)

本審議会には、岐阜県森林法施行細則第18条の規定により、林地部会が設けられています。

また、部会委員及び部会長については、森林法施行令第7条第2項及び第3項の規定により、会長が指名することになっております。

各部会委員及び各部長につきましては、ただいまお配りしました名簿のとおり指名させていただきます。部会長をお願いする木村委員はじめ、皆様、宜しくお願いします。

続きまして、議事の(3)に入ります。

事務局の方、諮問文の配付をお願いします。

～諮問文を配付～

(日置会長)

まず、審議事項の諮問文を事務局から朗読願います。

・諮問文朗読

森第830号 平成24年12月20日
岐阜県森林審議会 会長 日置 敏明 様
岐阜県知事 古田 肇
平成24年度第1回岐阜県森林審議会にかかる諮問について
下記事項について、貴審議会の意見を求めます。
記
1 森林法第5条第1項に基づく木曾川森林計画区の地域森林計画の樹立について
2 森林法第5条第5項に基づく揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区、長良川森林計画区及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について

(日置会長)

はじめに、議第1号「木曾川森林計画区の地域森林計画の樹立について」、並びに「揖斐川、宮・庄川、長良川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について」事務局から説明願います。

(事務局) ※森林整備課 神田技術課長補佐

～資料1～資料6に基づき木曾川森林計画区の樹立及び揖斐川森林計画区等4計画区
の地域森林計画の変更の概要を説明～

(日置会長)

ただいま説明のありました「木曾川森林計画区の地域森林計画の樹立について」、並びに「揖斐川、宮・庄川、長良川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について」ご質疑、ご意見はございませんか。

(伊藤委員)

特に無いですが、資料1の13ページで、加茂郡御嵩町となっていますが、可児郡御嵩町ではないでしょうか。

(事務局) ※森林整備課 神田技術課長補佐

記載誤りです。申し訳ありません。

(日置会長)

これは、説明資料がそうなっているだけで、計画書は問題ないですね。

(事務局) ※森林整備課 神田技術課長補佐

はい。

(中島委員)

資料1の15ページの木曾川計画区の伐採の実行率ですが、特に象徴的なのが、針葉樹の伐採実績が208%、計画量が8万5千m³に対して実行量が17万7千m³ということですが、私の記憶している限り、過去にこのような200%を超えたという実績はなかったかと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局) ※森林整備課 神田技術課長補佐

ひとつの原因としましては、択伐と間伐というものの定義が徹底されていなかった、ということがございます。高齢級間伐につきましては、森林法第15条に基づく伐採届のうち、択伐として提出されているものについては、その大半が高齢級間伐に該当するものと考えられます。実績につきましては、伐採届の内容をそのまま反映させていますので、これについては、17万7千m³のうち約7万4千m³が本来は間伐であるものが、択伐として提出されていると考えております。

また、それを除いたとしても、やはり針葉樹の伐採量というものが、かなり増えてきているということは言えるのではないかと考えております。

(中島委員)

具体的にいいますと、例えばセイホクが入ってきた、その効果というのは読み取れるのでしょうか。まだ一年の実績しか無いとは思いますが、実感としてどうなのでしょう。

(中原委員)

中島委員のおっしゃったことに関連して、今の山の状況で計画に対して200%を超えるというのは、数字的には17万7千 m^3 となっているわけで、これでは山を壊しますよ。

そもそも、最初の計画の8万5千 m^3 という数字は何の根拠もない曖昧なものである一方、出てきた数字は伝票、補助金申請などから出した数値なので、この実数は正しいのだらうと思いますが、そうだとすると今回ご提案されている計画なるものの信憑性が根底から覆ると思います。山持ちの私にしてみるとありえない数字です。

そもそも積み上げの計画が甘かったのか、現場の人たちが頑張っただけやったのかということですか。

(中島委員)

今、中原委員が言われたように、伐採量について、その把握あるいは計画量の出し方が正しかったのか、これからは伐って利用する時代となっていく訳でしょう。計画の出し方については見直す必要があるのではないかと。実行が208%ということだと、計画量そもそもの問題になる。先ほどのご説明では、年間成長量の範囲内ということではありましたが。

(事務局) ※長沼森林整備課長

実は昨年、こういった評価をするようになりまして、これは今までされていなかった訳です。私どもも、実際にこの評価をするようになって、この乖離とはどのようなものかを確認するようになりました。

先ほど、神田が申しましたが、まず統計上、本来ここに載らないものが積み上げられているという問題があったということがございます。また、作業道の開設が非常に増加していることによる影響などもありますので、そういった統計上の問題があったということについて、今後の計画ではそのあたりを考慮していくということとございます。資源量的には、成長量の範囲内としていくということは大前提にありますので、そこはきちんと守っていくということとございます。

(日置会長)

もともとの計画の8万5千 m^3 ですが、これを設定した考え方、成長量内と申しますか、あるべき主伐量であったのかということについてはどうですか。

(事務局) ※長沼森林整備課長

この計算の仕方につきましては、国全体でどの程度伐採しましょうという国の計画量があり、これが各流域に割り振られてくるというのが実態です。

県としても国と協議しながら、県の森林づくり基本計画に50万m³という目標がありますので、これらに合わせるということでございます。

また、先ほども申しましたが、統計上、以前は、標準伐期齢という決められた伐期までを間伐と位置づけていましたが、補助金施策上、間伐と択伐の区別が無くなってきており、伐採の届け出も間伐とすべきものが択伐として出てきてしまっているため、間伐に入るべきものが主伐である択伐に入ってきてしまっているということがございます。

(中島委員)

したがって、補助金制度上と昔からの間伐、択伐という主伐とが一致していないということですね。

(事務局) ※長沼森林整備課長

択伐という概念が何となく無くなってきているのではないかとはい思います。

(日置会長)

この前期の計画の実績を踏まえて、資料1の16ページの樹立における伐採の計画量の数字の設定については、考え方を何か見直してはいるのでしょうか。

(事務局) ※森林整備課 神田技術課長補佐

資料1の16ページの計画量につきましては、森林づくり基本計画におきまして、平成28年度に50万m³の木材生産をするということとしております。これに基づき、木曾川計画区については、針葉樹で17万3千m³、こうした計画をたてているところでございます。

(中島委員)

50万m³というのは、間伐も択伐も関係ない、木として使われる材積が50万m³ということでしょうか。地域森林計画の伐採材積も実際使う数字なのですか。

(事務局) ※長沼森林整備課長

この数字は幹材積です。

(事務局) ※森林整備課 神田技術課長補佐

伐り捨て間伐も入っております。

(中原委員)

森林環境税による環境林、これによる伐り捨ても全て入っているのですか。伐るということに関しては、どの制度であっても幹材積なので、木材生産林以外についても、こ

こに入ってくる訳ですね。

(事務局) ※長沼森林整備課長

資料1の20ページに間伐の面積というところで、森林づくり基本計画において平成25年から28年の間、年間1万2千4百haの間伐を行う計画としておりますが、このうち約3千haは森林・環境税を使った環境林における間伐として計画しています。

(後藤委員)

こういった計画は経済性といえますか、需給バランスというものは考えずに出てくるものなのか。例えば今年の春先にヒノキの相場が大幅に下がってスギ並みとなってしまっている訳です。これはヒノキの伐りすぎということですが、そういった経済性といえますか、需給バランスといえますか、流動性といえますか、そういったものは加味されているのでしょうか。

(事務局) ※長沼森林整備課長

計画上は、そうした流動性は加味しておりません。

資源量的に、平成28年度の50万m³の木材生産を目指して段階的に生産量を上げていこうという中で、割り振られている数字でございます。

(後藤委員)

そういう言い方をすると、50万m³伐るために、郡上に中国木材を連れてこようか、という話に結びついてしまう訳ですよ。

材の出し先がないということから大きな製材工場を連れてこなければいけない、そういう理論になってしまうという気がします。

(事務局) ※正村林政部長

木材生産につきましては、今年の春先に、そうした問題があった訳でございますが、では、国内での木材の生産が多かったのか、ということでございます。国内の市場が非常に未熟でして、安定的に供給する体制ができていない。また安定的に使うこともできない。おっしゃるとおり、需要と供給のバランスがとれていないということになるかと思えます。

では、木材の輸入が止まってしまったかといいますと、そうでもない状況が一方でございます。結局は国産材のロットがいかに小さいかということで、安定的に一定量の供給を目指す必要がある。40万m³、50万m³というのは決して大きな数字ではないと考えております。

木材生産を拡大する中で、今までの問題があぶり出されるということはあるかと思えますが、だからといって、30万m³、20万m³で良いのかという理屈ではないとも思えます。やはり一定の量の供給を目指す必要があるかと思えますので、川上から川下まで一体的に整備するという方針で考えていくということでございます。

(中原委員)

国の指導でこういった計画を一応作っておけということで、投げやりな言い方ですが、これはこれで良いかと思います。しかし、後藤委員がおっしゃられたように、山を持っている価値、持っていて良かったという価値は、経済効果の流れにどれだけ乗ったかということです。危険なのは、この計画量に沿って岐阜県の森林整備の予算の貼り付け、先行的な人材育成とかをされてしまうということです。この計画量は正直に言うと所詮、山を知らない霞ヶ関の役人が出した数字の遊びだと思います。

ですから、数字については、これとは別に県独自として経済の流れの中で、流動性を持った現実に即した計画を持って頂くことが重要と考えます。現実に即した形での問題、過剰供給なのか否かという問題、例えば作業道から近いところは同じ間伐補助金でもプロットを取ると40%から50%伐っている一方で、作業道から離れたところは手間がかかるからギリギリの30%、こことここを合わせると1団地で5haだから規格どおり35%で補助金をもらえるということになるという現実を考えると、現実に即した形でどう森林を整備していくか、インフラとして整備した道がどう安定していくかということを経済部の各課でやって頂くということによろしいのではないですか。

こうした話がここで出たことが私は大事だと思います。

(日置委員)

こうしたご意見ですが、林政部としてはいかがですか。

(中島委員)

資源論と経済論がごちゃ混ぜに議論されているということかと思いますが。

日本の山は成長しているわけで、成長の範囲内で伐っているということは間違いないかと思いますが。

実態に合わせて、あるべき論を含めてやっていかないと、国産材50%を目指していくということですから、ここまでは伐れるという基準を明確にして、それを説明して頂くということが良いのではないかと思います。

県としては50万m³を出していく、それに対して県としての補助事業とか施策を出していくということかと思いますが。

(事務局) ※長沼森林整備課長

まさに中島委員がおっしゃられた話ですが、資料1の3ページをご覧頂きたいのですが、この中で国が計画を作って、そのもとで県が地域森林計画を作っていく。これは施策というよりも資源量的にやっていくことを示す、ある意味ガイドラインであるといえるかと思いますが。一方で岐阜県は森林づくり基本計画を作成しています。以前は地域森林計画の伐採量についてはアッパー、つまりこれ以上伐ってはいけませんというものを示していたのですが、森林づくり基本計画と示している計画量が異なるため、非常に分かりにくいということがあって、県の計画量として整合性を図るということで今回のことが出てきたわけです。もちろん成長量以内ということが大原則でございますし、計画量と合わせて森林整備の基準を示させて頂いているところです。

本来は地域森林計画と森林づくり基本計画とがセットで説明されるべきもので、地域森林計画書の本体には県の森林づくり基本計画のエッセンスを明記しておりますが、そのあたりは説明不足であったかもしれません。

(内木委員)

計画の中の造林で、実績では人工造林が9%しか無かったということでした。計画では植栽は義務づけるということでございましたが、植栽を義務づけた後、保育についてはどうしていくのか。せっかく高いお金を出して造林しても、ほったらかしでは何ともならないし、獣害も増えてどうしようもない。先ほど説明があったように、天然更新が増えたのは、獣害など様々な要因もあったからということもありましたので、そうであれば、そうしたことも見ながら計画を立てて頂くほうが、山を守っていく者としては、経済林としてやっていかない部分は別として、この数字を見せられると本当にできるのかなという気がします、そのあたりはどうですか。

(事務局) ※長沼森林整備課長

それについては資料1の10ページを見て頂きたいのですが、伐採届にどういった樹種を植栽するのかを書いて頂かなくてはいけないということで、これまでは、そこで天然更新と書いてあれば何となく認めていたというところがありましたが、それではいけないということで、天然更新の完了の基準というものを定めさせて頂いたということでございます。具体的には稚樹高が50cm以上で高木性の樹種がおおむねhaあたり3千本程度あれば、更新完了を認めても良いのではないかとということで、どうしても植えられないところについても対策をすることとしております。

それから、施策的には再造林ができない厳しい状況がございますので、これについては、所有者の負担の少ない造林の施策等について国に対して要望をしているところでございます。また、来年度、モデル的に、更新に配慮した伐採に対して県費を積み上げられるような検討をしていきたいと考えております。また、いわゆる獣害の対策として、柵等の設置については100%まで県単で嵩上をして支援していくといったことを予定しているところでございます。

(伊藤委員)

先ほど話に出ていたように、木材生産量を将来50万m³という計画があるわけですが、後藤委員もおっしゃっていたように段階的に増産するという計画であるわけで、また国としても木材自給率50%という目標ということではございますが、これらについては、どちらかと言いますと木材生産だけのことが中心かなと思っております。

どの分野もそうですが、入口ばかりを先行してしまっていて出口をあまり重視しない。しかし我々、川上におりますと、やはり出口がしっかりしないと、そうした方向に向いていけないのかなと思います。

最近ではA材B材、これは森の合板工場等々がありまして何とか凌げるのかなというところですが、C材さらにはD材ということがありまして、それらに対しても対策を取らなければ、最近では製紙業界においても生産縮小のような実態がありまして、先行き伸び

るような状況でないということがございます。そうしますと、C材やD材の利用計画も立てていけないといけないのではないかと考えます。最近では郡上方面等々でもバイオマス発電を計画しているようですが、C材・D材の活用を考えないと、50万m³という計画の材積を確保することが難しいのではないかと、これらを山に棄てていくということでは今までと同じではないか、出口のことも考えていかなければならないのではないかと、経済の状況も含めて今すぐにとということではないのかもしれませんが、そのように考えております。

(事務局) ※高井県産材流通課長

今、伊藤委員がおっしゃられたことはごもっともでございます。平成23年度の木材生産で33万m³であるものを平成28年度に50万m³にするということでございますが、A材戦略プランということで、木材生産の約6割がA材ということになっておりまして、50万m³を素材生産しますと、その6割の約30万m³がA材ということになり、現在県内に305ある製材工場で処理しているA材は約20万m³で、残り約10万m³は余ってくるといいますか、丸太で県外に出て行くということになりますが、そうではなく、県内で付加価値を高めて出していくということでプランを作っております。

木質バイオマス関連では、昨今ペーパーレスということで製紙業界の需要もあまり増えないのではと言われておりますので、今年7月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まって、木質バイオマスを燃やして発電した場合の電気をこの管内であれば中部電力が買い取らなければならないという制度もでき、そのような木質バイオマスの活用もC材・D材では図っていくということでございます。

それから、B材についても、現在、中津川の森の合板工場、ここで毎月8千m³、年間9万6千m³の原木を処理しておりますが、平成23年度は55%が岐阜県からの材でございましたが、近々6割、将来的には9割くらいを県内の木材でということで計画しており、A材、B材、C・D材の川下における需要を見極めながら素材生産をしていくという計画を持って施策を進めているところでございます。

(日置会長)

色々ご意見出ておりますが、その他はいかがですか。

木曾川の地域森林計画の樹立について、特に主伐の計画量についてご議論があったところでございますが、変更計画についても何か質問などございましたらお願いします。

(中島委員)

資料1の18ページですが、宮・庄川森林計画区の林道計画について、後期の計画量が括弧内で変更がないということは、変更前から後期計画が無かったということですか。

(事務局) ※森林整備課 神田技術課長補佐

昨年度の変更の時に宮・庄川では、見込みの少ない路線も含めて掲載していたものを、

実施見込みのあるものだけに見直したところです。

(中島委員)

それは宮・庄川計画区だけ見直して、他の計画区についてはそうしたことは無かったということですか。

(事務局) ※森林整備課 神田技術課長補佐

昨年度から制度が変わりまして、林道計画は大臣協議の同意対象から外れることとなって大きい数字をあげる必要が無くなりましたので、林道計画については昨年度から実態に即した計画を掲載するようお願いしているところですが、見直しにおける取り組みの対応について、農林事務所ごとに差があったということでございます。

(中島委員)

分かりました。

(日置委員)

他に質問などはございませんか。

それでは、ご質問も無いようですので、地域森林計画には、先ほどの出口の問題など難しい問題もあるわけですが、国の計画からの背景、県の森林づくり基本計画との整合性を図りながら、基準として設定していく計画ということで、事務局から説明がございましたが、本日出た色々なご意見を踏まえて施策は進めて頂くということをお願いします。

それでは、木曾川計画区の地域森林計画の樹立、その他4計画区の地域森林計画の変更について、これを承認するかということで審議会としてお諮りしたいと思います。原案のとおり決定するということとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

～異議なし～

(日置会長)

それでは、色々出ましたご意見につきましては、これを踏まえて施策を進めて頂く、ということをお願いして、原案のとおり決定するという事で審議会としては答申をしたいと思います。

答申文(案)を作成するため、ここで約10分間の休憩としたいと思いますので、よろしく申し上げます。

～休憩後再開～

(日置会長)

審議会を再開いたします。

それでは、事務局から答申文(案)の朗読をお願いします。

・答申文（案）朗読

(案)	岐森審第1号 平成24年12月20日
岐阜県知事 古田 肇 様	
岐阜県森林審議会 会長 日置 敏明	
地域森林計画の樹立及び同計画の変更について（答申）	
平成24年12月20日付け森第830号をもって諮問のありました下記について、原案のとおり決定することを適当と認めます。	
記	
1 森林法第5条第1項に基づく木曾川森林計画区の地域森林計画の樹立について	
2 森林法第5条第5項に基づく揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区、長良川森林計画区及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について	

(日置会長)

ただいまの内容でよろしいでしょうか。

～異議なし～

(日置会長)

それではこの内容で答申することといたします。

以上で、本日ご審議いただく事項は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

林地部会の審議状況等につきまして、報告をお願いします。

(木村林地部会長)

先ほど林地部会長に指名された木村でございます。

林地部会の審議状況及び林地開発許可状況につきましては、事務局に説明をお願いしたいと思います。

(事務局) ※治山課 岩月課長

～資料7に基づき林地部会の審議状況及び林地開発許可状況について説明～

(日置会長)

ただいまの説明について、ご質問はございませんでしょうか。

～質疑なし～

(日置会長)

ご質問もないようですので、その他の事項に入ります。

「岐阜県水源地域保全条例（仮称）」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) ※林政課 小林課長

～資料8に基づき、岐阜県水源地域保全条例（仮称）の概要について説明～

(日置会長)

現在県で検討中の条例の骨子案の説明がありましたが、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(内木委員)

大変よいことであるとは考えますが、これは相続等についても全て対象になるのですか。

(小林課長)

事後届出を定めている森林法では相続も対象としておりますが、この条例案では相続は対象にしないつもりです。

(内木委員)

それは有難いことですが、森林の規模拡大のために租税特別措置法で800万円の控除制度があります。これは各森林組合が林地供給事業ということで、森林の斡旋をするものですが、条例においては適用除外で考えていただけると有り難い。売買ではありますが、組合が責任を持って買い手と売り手を仲介するものなので、相続の場合と同様にしていただけると取引がスムーズに行えるのではないかと考えます。

(小林課長)

もう少し具体的にご説明いただけませんか。

(内木委員)

規模拡大の場合に、その売主は800万円分まで所得税が控除されるもので、もともと農地法における制度ですが、林業にも適用されているものです。森林組合が斡旋して売買した場合に適用されているものです。

(小林課長)

林業事業者が同じような事業者に売る場合に適用される制度ということでしょうか。

(内木委員)

そのとおりです。対象は交換も含まれますが、隣の人に自分の山林を売る場合に、税務署との協議は必要となるものの、森林組合が仲介すれば所得税控除を受けられる。そういうものも是非適用除外にさせていただけると有り難いということです。

(中原委員)

補足すると、今の話は林野庁が進める森林経営計画及び事前の集約化において、例えばお爺さんは昔住んでいて山を持っていたかもしれないが、自分は東京に住んでいて、地目が保安林になっているため固定資産税の徴収もない、このため殊更集約化に興味もなく協力したくないというケースが往々にあるわけです。そうした場合に、信用のある森林組合が地域のオピニオンリーダーとして集約して買い方を見つけて、属地の森林経営計画を立て、国税庁と調整することで、所得税控除を受けられるというものと理解しています。

(小林課長)

よく検討させていただきます。

(中原委員)

北海道の事例でも、その地域に住む人から山を買う訳ではなく、不在地主に目を付けている。この条例で押さえようとしても、不在地主から買って、登記まで済ませてしまっただけで、後から何もできないというようなことが起きるのではないかと思います。裁判所のように仮処分ができれば防ぐことができますが、それも無理な話なので、この条例による効果はあまり期待していないというのが正直なところです。

それはそれとして、水源地と言ったときに、森林は全て水源地になる。まずは何を基準に指定をされるのか、また、何が心配かということ、行政が得意の規制的手法を導入されると困るわけです。例えば、勝手に林道を入れるとか、県土整備部では、砂防指定地ということで図面をとって云々ということで、こうしたことと同様のことをされ、林業生産活動にとってブレーキになることを恐れています。そのような、規制的手法、縛りという意味ではどのように考えているのでしょうか。

(小林課長)

地域指定に関しては、具体的には審議会に諮りながら、基本指針の中でどういうエリアを水源地域にすべきかを定める。莫大なエリアとなるのか、ある程度絞って考えるのかということ、今後の議論となります。今のところ、莫大なエリアを指定して、そのエリアで全ての開発を規制するといったことは考えていません。

(中原委員)

例えば、旧根尾村の東谷などは、明治28年に全域砂防指定がかかっており何もできない。特に県土整備部では厳しいことを言われる。一方で、隣の美山では保安林の手続きを適切に行うことで、作業道を入れられる。規制の投網を全域にかけることで厳しい

制約を設けることはやめていただきたいと思います。

(後藤委員)

岐阜県では外国人が水源地、水源林を買っている、または疑いがあるという事案は、実態としてかなりあるのでしょうか。

(小林課長)

市町村、森林組合に対して、そういった情報がある場合には情報提供をしてほしいとお願いしているが、これまでのところそうした事例は確認されていません。また、平成18年以降、国土利用計画法に基づく事後届出の情報も確認していますが、委員ご懸念の事例は確認されておりません。

(後藤委員)

そうした事案に対する網掛けということは考えているのでしょうか。北海道のように事前申請だけで対応するのでしょうか。

(小林課長)

北海道や他の先進県で行っているのは、基本的には、事前届出制により情報を把握しようとするものです。外国資本等による森林買収についての制限はありません。これは憲法で保障されている財産権の問題があること、また、土地売買について許可制を導入し、外国人が買おうとする場合に不許可としようとする、WTO条約等で外国資本等に対する差別的取扱いが禁じられており、これも難しい。したがって、外国人、外国資本による森林買収について直接規制をするということにはできないところです。

(中原委員)

議事録が残るのであまり言いたくないが、不動産ブローカーが水面下で動いているのは、バブル期にゴルフ場開発を目的として地上げを行った山と思われれます。点ではなく、100haとかある程度まとまったエリアを持っており、開発許可が下りず計画がとん挫したケースが多々あります。赤字で塩漬けになった土地がお金になるのであれば、彼らは相手が誰であっても売りたいと考えているはずで、行政としては、まずはそうした塩漬けとなったリゾート開発等の情報を整理しておく、と後手に回らずに済むのではないかと思います。

(日置会長)

そのほかご意見等はありませんか。現在パブリック・コメント中ということなので、今後ご意見があれば、そちらでご提案いただいても良いと思います。

この件については、市町村レベルでも条例化を検討していることもあるかもしれませんが、先ほどの説明のように直接的な規制は難しいということでも頭を悩ませていることもあります。その意味では、この岐阜県水源地域保全条例が制定されることで、歯止めになると良いと思います。

以上で本日予定されている議事は終了しました。ここからは事務局へ戻します。

(事務局) ※荻巣技術総括監

日置会長には、長時間にわたる議事進行をお務めいただき、誠に有難うございました。
また、委員の皆様には、貴重なご意見、ご提言を賜り、有難うございました。
最後に、正村林政部長から一言お礼の言葉を申し上げます。

(正村林政部長)

～あいさつ～

(事務局) ※荻巣技術総括監

これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。
本日は有難うございました。

午後4時03分閉会